

I 試験研究の戦略基本指針

1 趣 旨

総合計画「富国有徳の理想郷“ふじのくに”のグランドデザイン」の実現を支援するため、「試験研究の戦略基本指針」を策定し、本県試験研究機関における経営基本方針と試験研究の推進方向を明確化と機能強化を図る。

2 指針の概要

(1) 研究所の共通経営基本方針

① 分野に捉われない総合的な研究の推進

- ・ 県政の政策課題解決を目的に、全ての研究所が総合的視点で研究を推進
- ・ 共通課題に対する意思決定機関を設置するなど、研究所が一体となる機能を持たせた運営

② 技術移転や実用化につながる研究の実施

- ・ 外部資源を活用して研究開発を加速化するオープンイノベーションの活用
- ・ 産業支援機関や金融機関等との連携推進

③ 事業者等への技術支援の推進

- ・ 研究所の研究成果や技術情報等の一層の見える化の推進
- ・ 研究所のオープン化の推進

④ 科学技術に対する県民の理解の増進

- ・ 地域住民等の科学技術に対する理解を深める交流活動の推進
- ・ 次世代を担う若者に科学技術の重要性、面白さを知る機会の提供

(2) 研究所の機能強化に向けた戦略

① 総合研究体制による研究（各研究所の機能的な連携戦略）

複数の分野にまたがる課題の効率的な解決を図るため、総合研究体制を構築し、各研究所が機能的に連携して研究を実施する。

② 新成長戦略研究の推進（イノベーション推進戦略）

限られた研究予算、研究員で、事業者等の要望や新たな政策課題に対応するため、オープンイノベーション、研究所の見える化などにより新成長戦略研究を推進する。

③ 連携推進戦略

多様な分野での研究を推進するため、幅広い分野、かつ広域的に連携を推進する。

④ 外部資金の獲得戦略

多種多様な分野で質の高い研究を実施していくため、外部資金の積極的な活用を推進する。

⑤ 広報戦略

研究成果、研究所が持つ資源、県が求める技術などの情報発信を強化するとともに、

情報収集も積極的に実施する。

⑥ 人材育成戦略

研究のレベルアップや技術移転の加速化のため、研究員の技術力とモチベーションの向上を推進する。

⑦ 知的財産戦略

研究成果の効果的な普及、技術移転を推進するための知的財産権の取得を検討し、知的財産権の活用による研究成果の円滑な事業化を図る。

Ⅱ 産学民官の連携による「新成長戦略研究」の実施

「試験研究の戦略基本指針」に基づき、本県の新たな成長に貢献することを目的とした研究開発を、産学民官の連携によって重点的に実施する。

また、実施に当たっては有識者による客観的評価を徹底し、評価結果を踏まえて効果的・効率的に研究開発を進めることにより、より優れた研究成果の創出を推進する。

実施予定の課題

(1) 「場の力」を活用した地域経済の活性化

研究課題名	目指す産業展開	中核及び連携機関
高品質な大規模施設野菜生産を可能にする生育情報活用型スマートアグリシステムの開発	葉の繁茂状態等の生体情報を数値化し、温室環境や養水分量を自動制御する高品質野菜の大規模安定生産システムを開発し、企業の農業参入を促進	農林技術研究所、みかん園芸課、静岡大、(独)情報通信研、県内企業等
‘茶の都しずおか’を担う「第三の煎茶」の開発	既存の設備で生産可能で、甘い花の香りを特徴とする煎茶を開発し、中山間地の活性化に資する。	農林技術研究所、茶業農産課、県立大、県内企業等
全国トップブランドを目指した特色ある高級牛肉生産技術の開発	良質の子牛を効率的に生産・育成する技術を開発し、危機管理と品質の高い静岡産牛肉のトップブランド化を目指す。	畜産技術研究所、畜産課、静岡大、県立大、経済連
みかんの貯蔵性向上と切り花の新商品開発による静岡ブランドの強化	みかんの日持ち性向上及び花のメンテナンスフリー商品の開発による、差別化・ブランド化	農林技術研究所、みかん園芸課、静岡大、農林事務所

(2) 次世代産業の創出

研究課題名	目指す産業展開	中核及び連携機関
次世代照明用部品の総合開発・評価に関する研究	次世代ヘッドランプ部品に要求される設計・製造・評価技術を確立し、成長産業分野への県内企業の参入支援と産業の集積化を図る。	工業技術研究所、新産業集積課、静岡大、県内企業等
医療用マイクロミニピッグ形質の永続的な維持技術と病態モデル形質の固定化技術の確立	極少ミニ豚の安定的な生産技術を確立し、大きな市場が見込まれる医療用実験豚の生産者を育成	畜産技術研究所、畜産課、鹿児島大学、県内企業等
レーザーによる健康医療機器用プラスチックの加工技術の確立	健康医療機器の高度化のため、レーザーによる加工技術を開発し、光や健康医療機器など成長産業への転換を促進	工業技術研究所、新産業集積課、県内大学等
ファルマバレープロジェクトを推進する医療・介護用機器の開発	微動検知技術開発等による、介護福祉・医療分野における産業の拡大・新産業の創出	工業技術研究所、新産業集積課、沼津高専、県内企業等
ノロウイルス不活化剤の探索とその実用化に関する研究	安心・安全な食生活のために大きな需要が期待できる新たな化成品産業の育成	環境衛生科学研究所、新産業集積課、国立感染症研等

(3) 豊かさを支える農林水産業の強化

研究課題名	目指す産業展開	中核及び連携機関
センシング技術の集積による「未来志向・酪農管理モデル」の構築	呼吸数等の計測データを活用した無人監視システムを開発し、過重労働の軽減や分娩事故等の防止により本県酪農の競争力を強化	畜産技術研究所、畜産課、(独)生研センター等
大規模みかん経営を目指した静岡方式垣根型成園化技術に関する研究	作業性の良い樹形管理法の確立と、植え替えの未収穫期間を短縮する技術開発で、大規模化とビジネス経営体を育成	農林技術研究所、みかん園芸課、(独)果樹研究所等
タマネギ及びレタス栽培の省力機械化システム実用化	省力機械の要素技術を実用化し、タマネギ、レタス栽培の大規模化と競争力強化を促進	農林技術研究所、みかん園芸課、静岡大、県内企業等
“森林の都”を実現する県産材の需要と供給の拡大のための技術開発	IT技術を活用した原木の効率的な供給技術の開発や、新たな県産材の用途開発により、県の森林資源の活用を促進	農林技術研究所、工業技術研究所、林業振興課、地域産業課、県内企業等
大型ニジマス品種の作出と“美味しく”提供していく技術の開発	安価な植物タンパクで効率よく成長するニジマスを新規に開発し、需要が高い大型ニジマスへの転換を促進	水産技術研究所、水産資源課、東京海洋大学等
森林・林業再生を加速する静岡型エリートツリーによる次世代省力造林技術の開発	高成長の造林用樹種(エリートツリー)を活用した持続的木材生産による中山間地域の振興・雇用の創出	農林技術研究所、森林整備課、静岡大、森林総研等
新たなウナギ産業の創出	シラスウナギの来遊時期及び外国産ウナギの養殖適性の解明によるウナギの養殖用種苗確保と新たなウナギ産業の創出	水産技術研究所、水産資源課、北海道大、県内漁協等

(4) 豊かさを支える地域産業の振興

研究課題名	目指す産業展開	中核及び連携機関
食の都しずおかの微生物を用いた新しい発酵食品ビジネスの創出	幅広い産業での有効利用に資するため、本県ならではの微生物ライブラリーを構築し、新たな発酵食品産業の創出を図る。	工業技術研究所、畜産技術研究所、水産技術研究所、農林技術研究所、環境衛生科学研究所、研究調整課、県内企業等
分散型エネルギー社会に貢献する小型メタン発酵プラントの開発	食品廃棄物を自社処理する安価なメタン発酵プラントを開発し、企業の経営改善と分散型エネルギー社会の形成を促進	工業技術研究所、畜産技術研究所、水産技術研究所、農林技術研究所、研究調整課、東京工業大学

(5) 自然との共生と次世代への継承

研究課題名	目指す産業展開	中核及び連携機関
イノシシと戦う集落づくりと森林づくりに必要なシカ管理に関する研究	農山村の野生鳥獣被害に対する迅速な対応、中山間地域の農地の維持・有効活用と、肉を活用した地域振興	農林技術研究所、農山村共生課、麻布大学、農研機構等

Ⅲ 静岡県試験研究機関研究評価実施要領

(目的)

第1条 この要領は、静岡県試験研究機関（以下「試験研究機関」という。）が行う試験研究に関する評価の実施について必要な事項を定め、効果的かつ効率的な研究の推進、研究成果の迅速な社会還元等を実現することを目的とする。

(基本方針)

第2条 試験研究機関が実施する試験研究については、幅広い分野の有識者による多角的な評価を徹底するとともに、外部評価を研究にフィードバックするPDCAサイクルを徹底し、試験研究事業の迅速で確実な改善、質の向上を推進する。

(評価の対象)

第3条 研究課題の評価は、試験研究機関が実施する全ての研究課題を対象とする。ただし、次に掲げる研究課題を除く。

- (1) 競争的資金による研究等、別に外部評価を受ける研究の課題
- (2) 企業等からの受託研究の課題
- (3) 企業等との共同研究で、秘匿性の高い研究課題
- (4) 社会状況等により当該年度内に緊急対応が必要な課題

(評価の内容)

第4条 研究課題の評価の種別及び実施時期は、原則として次に掲げる表に示すとおりとする。

種別	実施時期	評価のポイント
事前評価	研究開始年度の前年度	目標や計画の妥当性、予算執行の可否
中間評価	研究開始後の毎年度	課題継続、修正、中止の要否
事後評価	研究終了年度又は翌年度	目標の達成状況、成果の社会還元策の妥当性
追跡調査	研究終了後3年間の毎年度	社会還元の状況や波及効果の把握・分析

注) 一般研究は、追跡調査に基づき、研究終了後3年度目に外部評価委員の意見を聴取する。

- 2 評価に当たっては、継続性が必要な基礎研究や、動植物の育成など、短期間で業績を上げることが難しい研究等があることから、個々の研究内容・性格を踏まえた評価を実施するものとする。

(評価委員会)

第5条 評価の対象となる研究課題の事前評価、中間評価及び事後評価は、静岡県試験研究機関外部評価委員会（以下「評価委員会」という。）が行う。

(円滑な評価の推進)

第6条 研究調整課は、幅広い分野の有識者を評価委員に選任するよう配慮するとともに、外部評価に基づく効果的・効率的な予算執行を推進する。

- 2 試験研究機関は、「静岡県試験研究の戦略基本指針」に沿った研究課題を設定する。
- 3 研究課題の研究計画書、報告書（いずれも様式等については別に定める。）の作成には、できる限り指標・数値等を用いて、定量性の確保に努める。

(事前評価)

第7条 事前評価は、評価委員会において、研究計画書（様式等については別に定める。）に基づくヒアリングを踏まえ、研究評価票（新成長戦略研究については様式1-1、一般研究については1-2）により、総合的な観点からの3段階評価及び記述評価を行う。

- 2 研究課題は、事前評価の結果に基づき、静岡県試験研究調整会議（以下「研究調整会議」という。）において審議し、経済産業部長が決定する。
- 3 試験研究機関は、研究調整会議の審議結果に基づき、研究課題の研究計画書を修正する。

(中間評価及び事後評価)

第8条 中間評価は、評価委員会において、中間報告書（様式等については別に定める。）に基づくヒアリングを踏まえ、研究評価票（新成長戦略研究については様式2-1、一般研究については様式2-2）により、総合的な観点からの3段階評価及び記述評価を行う。

- 2 中間評価において、継続すべきでないと評価された研究課題は、研究計画を修正の上、評価委員会の再評価を受け、再度継続すべきでないと評価された場合は、研究調整会議で審議の上、原則として研究を中止する。
- 3 事後評価は、評価委員会において、終了報告書（様式等については別に定める。）に基づくヒアリングを踏まえ、研究評価票（新成長戦略研究については様式3-1、一般研究については様式3-2）により、評価項目ごとの5段階評価及び総合的な観点から記述評価を行う。

(評価結果等の活用)

第9条 評価結果は、研究調整会議に報告し、研究資源の配分の見直し、研究課題の進行管理等に反映させ、研究内容の向上、研究成果の社会還元に役立てる。

- 2 研究調整課は、個人情報や企業秘密の保護、知的財産権の取得状況に配慮しつつ、評価結果及び研究成果を、ホームページ等を利用してわかりやすい形で県民に公開する。

(追跡調査)

第10条 試験研究機関は、新成長戦略研究においては、研究終了後3年間の毎年度、成果の活用状況と今後の実用化の見通しを追跡調査の上、研究成果活用状況報告書（様式等については別に定める。）を作成し、研究調整課に提出する。

- 2 一般研究課題においては、研究終了後3年間の毎年度、成果の活用状況と今後の実用化の見通しを追跡調査の上、研究成果活用状況一覧表（様式等については

別に定める。)を作成し、研究調整課に提出する。また、終了後3年後に研究成果活用状況報告書(様式等については別に定める。)を作成し、研究調整課に提出する。

3 研究調整課は、研究成果活用状況報告書に基づき、静岡県試験研究機関外部評価委員会及び研究調整会議を通じて意見を聴取する。

4 試験研究機関は、追跡調査に関する検討結果を研究成果の社会還元や次年度以降の研究課題設定に反映するよう努める。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、研究課題の評価に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成23年5月11日から施行する。

附則

この改正は、平成25年4月1日から施行する。